

(4) 株式譲渡契約書サンプル

株式譲渡契約書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)の発行済株式の全てである普通株式〇〇株(以下「本株式」という。)の甲から乙に対する譲渡(以下「本株式譲渡」という。)に関し、本日、以下のとおり株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

注:簡易な株式譲渡契約書として、次の条項のみを設ける例もあり得る。

第1条(目的)

第2条(本株式の譲渡)

第3条(譲渡価格)

第4条(本株式譲渡の実行)

第13条(甲の義務)

第14条(乙の義務)

第15条(本契約の解除)

第18条(秘密保持義務)

第27条(誠実協議)

第1章 本株式の譲渡

第1条(目的)

本契約は、対象会社の一層の発展を目指し、本株式を甲が乙に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を乙に移転することを目的として、締結する。

第2条(本株式の譲渡)

甲は、乙に対し、本契約の規定に従い、〇〇年〇〇月〇〇日又は甲及び乙が書面により別途合意する日(以下「クロージング日」という。)において、本株式を譲り渡し、乙は甲から本株式を譲り受ける。

第3条(譲渡価格)

本株式譲渡における本株式の対価(以下「本譲渡価額」という。)は、金〇〇円(1株

あたり金〇〇円)とする。

第4条（本株式譲渡の実行）

1 甲は、乙に対し、クロージング日に、乙から本譲渡価額の支払を受けることと引換えに、次の各号の書類を交付する。

- ① 甲の印鑑証明書
- ② 本株式に係る株券
- ③ 第5条第2号及び第9条第1号に定める本株式譲渡を承認した対象会社の取締役会決議に係る議事録の原本証明付写し

注：多くの中小企業は、発行済株式が全て譲渡制限株式である会社（いわゆる非公開会社）であり、株式譲渡については会社の承認（原則として、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会非設置会社では株主総会決議を要するが、定款でそれ以外の方法とすることもできる。）が必要である。

- ④ 第12条第1項及び第2項に定める対象会社の全取締役及び全監査役の辞任届
 - ⑤ 対象会社の株主名簿（クロージング日の前日時点でのもの）の原本証明付写し
- 2 乙は、甲に対し、クロージング日に、前項各号の書類の引渡しを受けることと引換えに、本譲渡価額を支払う。
- 3 前項の支払は、乙が下記の銀行口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行支店名 〇〇銀行 〇〇支店
口座種別 普通預金
口座番号 〇〇
口座名義 甲

4 本株式譲渡の効力は、本条第1項に従い行われる株券の交付時に生じる。

注：本サンプルは、対象会社が株券発行会社であるという前提である。株券発行会社の場合、有効な株式譲渡のためには、原則として株券の交付が必要である。

5 甲及び乙は、クロージング日において、甲及び乙による本条第1項及び第2項の各義務の履行（以下「クロージング」という。）後直ちに、対象会社をして、本株式に係る甲から乙への株主名簿の名義書換を行わせる。

注：株券発行会社であるか否かにかかわらず、株式譲渡後には、株主名簿の名義書換を行う必要がある。

第2章 前提条件

第5条（乙のクロージングの前提条件）

乙は、クロージング日において甲について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第2項に定める乙の義務を履行する。なお、クロージング日において

以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、乙は、第4条第2項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、甲は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める甲の責任を減免されるものではない。

- ① 第7条に規定する甲の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第9条に規定する甲の義務が全て履行されていること。

第6条（甲のクロージングの前提条件）

甲は、クロージング日において乙について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第1項に定める甲の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、甲は、第4条第1項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、乙は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める乙の責任を減免されるものではない。

- ① 第8条に規定する乙の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第10条に規定する乙の義務が全て履行されていること。

第3章 表明及び保証

第7条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙1に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第8条（乙の表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙2に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第4章 クロージング前の取扱い

第9条（甲の義務）

甲は、乙に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 甲は、対象会社の取締役会をして、本株式譲渡を承認する旨の決議をさせなければならない。
- ② 甲は、対象会社をして、対象会社の活動を通常の事業活動の範囲内で行わせなければならない。通常の事業活動の範囲外の活動については、事前に乙の同意を得なければ行わせてはならない。
- ③ 甲は、第7条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を乙に対して通知する。

第10条（乙の義務）

乙は、甲に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 乙は、クロージング日において対象会社の債務を対象会社の株主又は役職員が保証（物上保証を含む。）している契約（以下本条において「経営者保証等」という。）につき、当該契約の相手方（金融機関等、以下本条において「相手方」という。）との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証等の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を甲に対して通知する。
- ② 乙は、前号の意向表明の結果、経営者保証等の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。
- ③ 乙は、クロージング後直ちに当該変更登記を完了するため、本株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類（就任承諾書・印鑑登録証書等）の作成を完了させ、当該書類を甲及び相手方に提出する。
- ④ 乙は、本契約締結日後クロージングまでの間に、第8条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を甲に対して通知する。

注：なお、本条①～③は、クロージング時に甲（譲り渡し側）の経営者保証等の対象となっている債務を乙（譲り受け側）の資力により返済し、別途乙（譲り受け側）が借り換えを行う場合は不要。

その場合には、乙（譲り受け側）に対し、クロージングと同時に借入金の返済を行う義務を課すことが望ましい。

第5章 クロージング後の取扱い

第11条（役員退職慰労金の支払）

- 1 乙は、対象会社をして、クロージング後速やかに、クロージングに際して対象会社

の代表取締役を辞任する甲に対して金〇〇円の役員退職慰労金を支払う旨の承認決議を行わせ、甲に対して当該役員退職慰労金を支払わせるものとする。

- 2 乙は、対象会社をして、前項の金員を、下記の銀行口座に振込送金する方法により支払わせる。ただし、振込手数料は対象会社の負担とする。

記

銀行支店名 〇〇銀行 〇〇支店
口座種別 普通預金
口座番号 〇〇
口座名義人 甲

- 3 乙は、対象会社をして、本条に定める役員退職慰労金の支払について、法令等に従い、所要の源泉徴収を行わせる。

第12条（対象会社の役員）

- 1 甲は、クロージング日付の辞任届を作成して対象会社に提出し、クロージングに際して対象会社の取締役及び代表取締役を辞任する。
- 2 甲は、対象会社の甲以外の全取締役及び全監査役をして、クロージング日付の辞任届を作成させて対象会社に提出させ、クロージングに際して対象会社の取締役ないし監査役を辞任させる。
- 3 甲は、乙がクロージング日においてクロージング後直ちに対象会社の株主総会を開催して、乙が、(i)別途指定するとおり対象会社の定款を変更し、かつ、(ii)別途指名する者を対象会社の役員に選任できるよう協力する。

第13条（甲の義務）

- 1 甲は、クロージング後、乙の合理的な求めに応じて、必要な引継ぎ（決算及び税務申告に関するものを含む。）について、合理的な範囲で協力する。甲及び乙は、別途協議して、引継ぎの詳細を取り決める。
- 2 甲は、本契約締結後〇年間は、乙及び対象会社の書面による承諾がない限り、対象会社と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせない。
- 3 甲は、本契約締結後〇年間、自ら又はその関係者を通じて、対象会社の従業員を勧誘し、対象会社からの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行わないことを約する。
- 4 甲は、乙又は対象会社が、甲の表明及び保証が正確若しくは真実でなかったこと又は甲の本契約上の債務不履行に関し、第三者から損害賠償の請求その他のクレームを受けた場合、乙からの求めに応じ、当該クレームの処理につき乙又は対象会社に協力する。
- 5 甲は、本株式について、所有権、株主権その他の権利を主張する第三者の存在が判明した場合には、甲の費用と責任において、当該第三者が主張する本株式に関する一切の権利を消滅させる。

- 6 甲は、クロー징前の商取引等に関する税務調査を受けた乙から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。

第14条（乙の義務）

- 1 乙は、原則として、クロー징後、対象会社の従業員を全員継続雇用する。
- 2 乙は、クロー징前の商取引等に関する税務調査を受けた甲から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。
- 3 乙は、クロー징後すみやかに、対象会社をして、クロー징日において対象会社の債務を対象会社の株主又は役職員が保証している契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させなければならない。乙は、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。
- 4 乙は前項の義務が履行されるまでの間、本株式を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の一切の処分をしてはならない。
- 35 乙は、前項の処分をしたとしても、第3項の義務を免れない。

第6章 解除

第15条（本契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方に本契約に定める表明保証、義務又は約束に違反があった場合、相当期間を定めて催告し、相手方が当該期間内にこれを是正しないときは、クロー징前に限り、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方が、別紙1の(1)⑤及び(2)⑭に規定する第7条に基づく甲の表明及び保証に違反した場合又は別紙2の⑤に規定する第8条に基づく乙の表明及び保証に違反した場合には、相手方に対して書面で通知することで、本契約を解除することができる。
- 3 本契約の解除後も、第7章の規定に基づく補償の請求は妨げられない。

第15条の2（解除に係る特則及び買戻し条項）

- 1 甲は、以下の各号に定める事由が生じた場合、本契約の他の規定にかかわらず、クロー징日から1年を経過するまでの間、その選択に応じて、書面をもって通知をすることで、本契約を直ちに解除し又は、本株式を買い戻すことができる。ただし、買戻しを行う場合、甲は、乙に対して、通知到達時点における相当な価額の支払いを行うものとする。
 - ① クロー징日から3か月を経過しても経営者保証等が解除されないとき
 - ② クロー징日から14日以内に乙が金融機関等に経営者保証等の解除について

具体的な相談(単なる挨拶・日程調整は相談に含まれない。)を始めないとき

- ③ 金融機関等において経営者保証等の解除ができないとの見解を示し、又は解除のために条件が設けられたにもかかわらず、1か月以内に、乙が借り換え・一括弁済、解除の充足等の自らの負担による経営者保証等の解除を実施しないとき

- 2 対象会社が株券発行会社である場合に前項の通知がなされたときは、当該通知の乙への到達をもって、直ちに、乙から甲への株券の交付がなされたものとみなす。

- 3 乙は、前項の通知を受領後、直ちに、甲に対して株券を交付しなければならない。

注:本条は、クロージング後に経営者保証等の解除がなされない場合における甲(譲り渡し側)の救済手段として、甲(譲り渡し側)に契約のクロージング後の解除又は株式の買戻しを行う権利を認める規定である。

クロージング後は、乙(譲り受け側)により対象会社の経営権が支配された状況にあり、対象会社の預金口座や印鑑なども乙(譲り受け側)が保有しているため、実際の対応は困難を極めることが予想される。甲(譲り渡し側)としては早期に弁護士等の士業専門家に相談を行い、経営権の取り戻しを検討することが必要である。また、クロージング後に乙(譲り受け側)によって対象会社に生じた損害については、どのように精算されるのか、法的構成によっても様々な考え方がありうるところであるが、本契約書では買戻し構成の場合に一定の指針となりうる考え方を例示した(第17条の2参照)

第7章 補償等

第16条 (甲による補償)

- 1 甲は、乙に対し、第7条に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。)を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任における補償額の総額は、いかなる場合であっても、本譲渡価額の●%を超えないものとする。は、乙が、クロージング日から○年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額○○円を上限とする。

注:補償額の総額の上限値は個別の事例に応じて変動しうるものではあるものの、一般に、上限の数値を高く設定するのであれば、具体的な上限の数値に応じてその理由には相応のものが求められると考えられる。仮に100%に近い上限が設定される場合には、その妥当性について慎重に吟味することが必要となる。

-2-

- 3 第1項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、一つの事由に基づく違反により生じた損害が●円を超過するものの合計額が●円を超過した場合にのみ、当該合計額について補償義務が発生するものとする。
- 4 第1項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージ

グ日から●か月経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとする。

注:一つの考え方として、クロージング日から数えて1～n回目の決算日+1か月程度を目安として設定することが考えられる。

35 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

46 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

注:本契約書では規定していないが、甲(譲り渡し側)に表明保証違反が認められても、DD(デュー・デリジェンス)の結果等を踏まえた乙(譲り受け側)の主観に応じて、甲(譲り渡し側)の免責を認めるアンチ・サンドバック条項が設けられる場合もある(規定例は以下の<アンチ・サンドバック条項例>を参照)。

<アンチ・サンドバック条項例>

次の各号に定める事実は、第●条に規定する甲の表明及び保証についての違反とはならないものとする。

(1) 乙が本契約締結時点において認識し、又は認識し得た事実

(2) 乙が本株式譲渡に関連して実施した甲及び対象会社に対するDD(デュー・デリジェンス)において甲又は対象会社から提供を受けた情報に含まれる事実

また、乙(譲り受け側)の認識にかかわらず甲(譲り渡し側)の免責を認めないプロ・サンドバック条項が設けられている場合もある(規定例は以下の<プロ・サンドバック条項例>を参照)。

<プロ・サンドバック条項例>

乙が、第●条に規定する甲の表明及び保証について違反があることを知り、又は知り得た場合であっても、当該表明及び保証の効果並びに当該表明及び保証の違反に関する甲の責任の有無又は内容にいかなる影響も与えないものとする。

乙(譲り受け側)の立場からすれば、甲(譲り渡し側)の免責を認めないプロ・サンドバック条項を設けることを希望することが多いと思われる。しかし、プロ・サンドバック条項は、甲(譲り渡し側)がDD(デュー・デリジェンス)に協力して積極的に情報開示を行い、当該情報に基づき乙(譲り受け側)が本件取引によるリスクを認識していたとしても、当該リスクが現実化した場合に、甲(譲り渡し側)が責任を免れることができないという帰結となるため、当該条項の意味内容を譲り渡し側が正しく理解していなければ、甲(譲り渡し側)がその帰結に納得できないとして事後に紛争化しやすい。

例えば、対象会社が行っている事業の一部に関して、必要な許認可を取得しておらず、クロージング後に行政から行政処分が下され事業停止に陥ってしまったような場合や、未払い残業代が存在するリスクがあり、クロージング後に従業員から未払い残業代の請求を受けた場合等、DD（デュー・デリジェンス）の中で開示された資料やマネジメントインタビューなどからこれらのリスクを乙（譲り受け側）が認識していたとしても、甲（譲り渡し側）は免責されないことになる。

そのため、甲（譲り渡し側）としては、当該条項が規定されている場合には、その意味内容をよく吟味の上で、削除や修文を求めることを検討する必要がある。この際、乙（譲り受け側）が特に認識したようなリスクについては、特別補償という形で別途規定することもありえる。

なお、中小 M&A においては、DD（デュー・デリジェンス）期間が限られており、かつ開示される客観的資料も不十分なことが少なくない。そのため、客観的な資料からはリスクを認識できない一方で、マネジメントインタビューからリスクの端緒を掴める場合がある。しかし、口頭でのやり取りでは甲（譲り渡し側）としては伝えつつも、乙（譲り受け側）にはニュアンスが正確に伝わっていないということも考えられる。このような場合に乙（譲り受け側）がリスクを認識し得たと言えるのかという問題もあるところであり、プロ・サンドバック条項そのものに合理性がないわけではない点は留意されたい。

第17条（乙による補償）

- 1 乙は、甲に対し、第8条に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任における補償額の総額は、いかなる場合であっても、本譲渡価額の●%を超えないものとする。は、甲が、クロージング日から○年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額○○円を上限とする。
- 3 第1項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、一つの事由に基づく違反により生じた損害が●円を超過するものの合計額が●円を超過した場合にのみ、当該合計額について補償義務が発生するものとする。
- 24 第1項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から●か月経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとする。
- 35 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第17条の2（回復請求）

- 1 第15条の2の規定に基づく買い戻しが行われた場合で、クロージング日から買い

戻し日までに対象会社の純資産の減少(対象会社が債務超過である場合に債務超過の額の増額を含む。)等の損害が生じているときは、甲は、乙に対して、当該損害の回復を請求することができる。

2 甲は、前項の債権を第 15 条の 2 の支払い債務と相殺することができる。

注:クロージング後に対象会社に生じた純資産の減少等の損害は、本来は対象会社に生じた損害として乙(譲り受け側)の役員等の任務懈怠責任等として整理されるところ、本条は、債務超過企業等を対象会社とし、かつ譲渡価額が備忘価格程度と低廉な価額が設定される M&A において、クロージング後に買手等によって、対象会社の現預金等が不当に流出させられた場合に機能することを想定して、特別に、甲(譲り渡し側)から乙(譲り受け側)への直接の請求を認める趣旨の規定である。

本条に関して、どのように損害及びその数額を認定するかは、個別具体的な状況に応じて様々な考え方があり得るところだが、例えば、①クロージング日における対象会社の純資産価額と買戻し日における純資産価額を比較する方法や、②クロージング日における B/S が存在しないような場合には、クロージング日前の直近の B/S を代用する方法、③より簡便な形で現預金の減少を基準とする等の方法が考えられる。

注:第15条の2に基づく解除を行った場合には、甲(譲り渡し側)・乙(譲り受け側)はそれぞれ民法上の原状回復義務を負うため、かかる原状回復義務に基づき精算が図られることになる。

第8章 一般条項

第18条(秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から〇年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。

② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

②③ 中小M&Aガイドラインが求める「情報共有の仕組み」に係る登録事由に該当する事実が生じ、当該情報共有の仕組みの運営主体に対して、当該情報共有の仕組みが要請する事由を開示する場合

第19条(第三者への公表日)

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日(以下「公表日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条(公租公課及び費用)

甲及び乙は、原則として、本契約及び本契約が予定する取引に関連して発生する公租公課、アドバイザーに対する費用・報酬、その他一切の費用については、各自これを負担する。

第21条(通知等)

本契約に関する相手方に対する通知等は、後記当事者欄記載の住所ないし所在地に対して行われる。ただし、甲及び乙は、本契約締結後、書面により相手方に通知することにより、連絡先の変更を行うことができる。本条に従い通知等がされたにもかかわらず、当該通知等が延着し又は未着となった場合、通常到達すべき日に到達したものとみなされ、その効力が発生する。

第22条（残存効）

本契約が終了した場合であっても、第7章及び第8章（第19条を除く。）の規定は引き続き効力を有する。

第23条（完全合意）

本契約は、本株式譲渡に関する当事者の完全な合意であり、これ以前に本株式譲渡に関して甲乙間で交わされた文書、口頭を問わず、いかなる取決め（秘密保持に関する契約を含む。）も全て失効する。

第24条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第25条（条項の可分性）

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けない。

第26条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

⑩

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

⑩

(別紙1) 甲が表明及び保証する事項

注:本契約書は、実際に記載している項目も含めて、あくまでサンプルとして規定しているものであり、個別の事案に応じ、どの項目が必要となるかや、各項目についてどの程度の表明保証を行うかは異なる点に留意されたい。

実際の表明保証条項の書きぶりは様々あり得るところであり、仲介者・FA から提供された雛形や最終契約書のレビューの応酬が繰り返される中で、甲側(譲り渡し側)が、知らず知らずのうちに過剰な範囲で表明保証を行っており、事後に紛争化する例も見受けられる。甲(譲り渡し側)自身でも内容を確認の上、必要に応じて弁護士等の士業専門家のレビューを受けて、どのような場合に補償責任を負うことになるのか、その場合の責任の範囲等を正しく認識することが望ましい。

(1) 甲に関する表明及び保証—

① 自然人

甲は、日本国籍を有し日本国に居住する自然人であること。

② 本契約の締結及び履行

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

③ 強制執行可能性

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、かつ乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

甲による本契約の締結及び履行は、(i)甲に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii)甲が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、甲による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、甲を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

甲は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

なお、反社会的勢力とは、以下の者のことを指し、本契約において以下同じとする。

- i 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)
- ii 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- iii 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力

団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。)

- iv 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- v 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vi 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vii 特殊知能暴力集団等(上記 i ないし vi に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- viii その他上記 i ないし vii に準ずる者

⑥ 倒産手続等の不存在

甲について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑦ 対象会社との取引の不存在

クロージング日において、甲と対象会社の間には、甲が対象会社の役員として提供する役務及びそれに対する報酬等の支払を除き、役務、便益の提供その他の取引(契約書の有無を問わない。)は存在しないこと。ただし、本契約において記載がある事項については、この限りではない。

(2) 対象会社に関する表明及び保証

① 対象会社の設立及び存続

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② 対象会社の株式

- i 対象会社の発行済株式は本株式が全てであること。本株式は、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式であること。
- ii 甲は、本株式の全てを何らの負担、制限及び制約のない状態で、適法かつ有効に所有していること。
- iii 本株式について、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等は存在しないこと。
- iv 対象会社は、転換社債、新株引受権付社債、新株引受権、新株予約権、新株

予約権付社債その他対象会社の株式を取得できる権利を発行又は付与していないこと。

③ 子会社及び関連会社の不存在

対象会社は、子会社及び関連会社を有していないこと。

④ 倒産手続等の不存在

対象会社について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑤ 計算書類等

〇〇年〇〇月〇〇日を終期とする事業年度に係る対象会社の計算書類その他の甲が乙に開示した計算書類等(以下「本計算書類等」という。)は、適用ある法令等及び日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されており、その作成基準日及び対象期間における対象会社の財政状態及び経営成績を、重要な点において正確に示していること。

⑥ 法令遵守

甲の知る限り／知りうる限り、対象会社は、過去〇年間において、適用ある法令等(労働関連の各法令等を含む。)及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、重要な点において、これらに違反したことはないこと。対象会社は、過去〇年間において、事業停止等の一切の行政処分を受けていないこと。

注: 上記のように表明保証事項に主観による限定を加えることもありうる。「知る限り」(現に認識していること)よりも「知り得る限り」(現に認識していなくとも、認識できたであろう場合を含む)の方が広い概念であって保証の範囲は広がる。誰の主観を対象に、どのような場合にどの程度の限定を加えるかは、個別の事案によって異なる点に留意されたい。

⑦ 反社会的勢力との関係の不存在

対象会社及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。対象会社の従業員は、甲の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

注: 表明保証条項は、乙側(譲り渡し側)から上記のような内容のものを、もし事実と異なるところがあれば予め教えて欲しいという趣旨も込めて提案されることがある。その場合、甲側(譲り受け側)としては、表明保証の内容について理解し、事実と異なるところがあれば(例えば、中小企業の場合、計算書類に誤りが含ま

れていること等が多い。)、契約書の中に、表明保証の対象から除外する事項を別途明記する必要がある。表明保証の内容をよく理解せずに事実反することを表明保証してしまうと、後に損害賠償等のトラブルになる可能性があるので注意が必要である。

注: 甲(譲り渡し側)が対象会社に関して表明保証する事項としては、上記に例示したものの以外にも、下記のような事項がありうる。

- ・ 資産

対象会社は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有しており、かかる資産上には対象会社以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しないこと。また、対象会社の所有に係る不動産は、良好な状態に維持されており、重要な変更を加えられていないこと。

- ・ 知的財産権

対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともないこと。また、第三者が対象会社の知的財産権を侵害している事実もないこと。

- ・ 負債

対象会社は、保証契約、保証予約、経営指導念書、損失補填契約、損害担保契約その他第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。対象会社は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、通常の業務過程で生じる債務及び負債、本計算書類等に記載された負債、第11条に従い甲に支払われる役員に係る役員退職慰労金債務を除き、一切の債務及び負債を負担していないこと。

- ・ 重要な契約

対象会社が締結する重要な契約は全て有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、対象会社の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

- ・ 競業避止義務の不存在

対象会社は、取引先等との契約において、競業避止義務等の義務のうち、その事業の遂行に重大な影響を与える制限を内容とする義務を負っていないこと。

- ・ 労働関係

対象会社は、その従業員に対し法令等上支払義務を負っている全ての賃金を支払っていること。対象会社には、以下に記載されたもの以外にストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しないこと。対象会社は、いかなる従業員に対しても、退職金等の経済的利益を提供する義務を負っていないこと。対象会社においては、以下の一又は複数の労働組合が組織されており、対象会社と当該労働組合との間で以下の労働協約が締結されていること及び以下に記載されたもの以外に組織された労働組合はなく、締結されている労働協約も存在しないこと。

(略)

- ・ 税務申告等の適正

対象会社は、過去7年間、国内外において、法人税をはじめとする各種課税項目及び社会保険料等の公租公課について適法かつ適正な申告を行っており、適時にその支払を完了していること。また、クロージング日以前の事業に関して、対象会社に対する課税処分がなされるおそれは存在しないこと。

- ・ 情報開示

本契約の締結及び履行に関連して、甲又は対象会社が、乙に開示した本株式又は対象会社に関する一切の情報(本契約締結日前後を問わず、また、書面等の記録媒体によると口頭によるとを問わない。)は、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

(別紙2)乙が表明及び保証する事項

① 設立及び存続

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

② 本契約の締結及び履行

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は乙の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ 強制執行可能性

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

乙による本契約の締結及び履行は、(i) 乙に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他内部規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、乙による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、乙を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

乙及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。乙の従業員は、乙の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

⑥ 倒産手続等の不存在

乙について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。